

# J R 只見線

## 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の御案内



平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨により甚大な被害を受けた  
JR 只見線の全線復旧を見据え、  
地域が一体となって、  
JR 只見線を活用した地域振興に取り組んでいます。  
JR 只見線の一日も早い復旧に向けて  
御支援を賜りますようお願いいたします。

福 島 県

## 1 只見線を活用した奥会津振興事業について

福島県では、奥会津地域の活力を維持・発展させるために、只見線を活用した各種事業を実施しています。奥会津地域の隠れた地域資源の再発見を促すことで、新たな需要を掘り起こし、交流人口の拡大・地域創生を進めています。

## 2 寄付金の使途

寄付金は、只見線を活用した体験型ツアーや周遊ルートの整備、只見線関連コンテンツの充実化等に活用させていただきます。

日本一と言われるロケーションだけに頼らない観光振興を推進し、新たな観光収入の増加を図ります。



## 3 税制優遇

○本プロジェクトは、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の対象事業として、国の認定を受けています。

○この事業に対し御寄附いただいた企業（福島県内に本社が所在する企業を除く）は、通常の寄附の約2倍の税制上の優遇措置を受けることができます。

[通常の寄附の場合]

損金算入による 軽減効果（約3割）	企業負担（約7割）
----------------------	-----------

[企業版ふるさと納税の場合]

損金算入による 軽減効果（約3割）	税額控除（3割）	企業負担（約4割）
----------------------	----------	-----------

## 4 手続きの流れ

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の場合

- ①寄附申出書のご提出（寄附企業様→福島県）※事前にお問い合わせください。
- ②寄附申出書承諾書のご送付（福島県→寄附企業様）
- ③入金依頼書のご送付（福島県→寄附企業様）
- ④ご入金口座へのお振込み（寄附企業様→福島県）
- ⑤領収書（企業版ふるさと納税用）のご送付（福島県→寄附企業様）

※③、④、⑤は、3月中下旬（企業版ふるさと納税対象事業に係る当年度分の事業費が確定した後）となります。

お問い合わせ先 福島県生活交通課

TEL. 024-521-7158 FAX. 024-521-7887